



いわない 議会だより

発行 岩内町議会

編集 議会運営委員会

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字清住258

☎ 0135-62-1011

FAX 0135-62-3465

メールアドレス

iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



第38回いわない怒涛まつり開催（今年の模様）

2010. 8

No.109

第2回定例会報告 …

2 P

3会派の議員による一般質問

… 3 P ~ 11 P

泊沖の活断層と泊原子力発電所について他

定例会報告

後志教育研修センター組合議会議員 下田陽一氏に決まる！！

平成二十二年各会計補正予算等を審議する第二回定例会は、六月十四日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

六月二十一日に再開し、各会派の代表である三名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、六月二十四日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成二十二年一般会計補正予算
農業経営体育成交付金、三百四十四万四千円及び商店街逸品開発・地域コミュニティ構築業務委託料、二百六十四万六千円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例設定
省令の一部改正に伴い、関係部分の改正をしました。

○国民健康保険条例の一部を改正する条例設定
国民健康保険法の一部改正に伴い、関係部分の改正をしました。

○岩内町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町公共下水道事業計画の変更に伴い、関係部分の改正をしました。

《その他》

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
支庁再編に伴う、総合振興局・振興局への名称変更等の協議について議決しました。

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
支庁再編に伴う、総合振興局・振興局への名称変更等の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更
支庁再編に伴う、総合振興局・振興局への名称変更等の協議について議決しました。

○北海道市町村備荒資金組合規約の変更
支庁再編に伴う、総合振興局・振興局への名称変更等の協議について議決しました。

○訴えの提起

町営住宅使用料の滞納整理を図るため、町営住宅の明渡し及び滞納住宅使用料の支払請求に関する訴えを提起することを決めました。

《人事》

○後志教育研修センター組合議会議員の推薦
下田陽一氏を推せんしました。

審議した意見書

○森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

○石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める要望意見書

○ワクチン接種に関する意見書

○未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

○介護保険制度の抜本見直しに関する意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

一 般 質 問 (要約)

6月21日、22日、3名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

大石 美 雪 議員 (日本共産党議員団)

泊沖の活断層と

泊原子力発電所について

■ 質 問 ■

一、北電は一九八〇年代に発表されてた泊沖近くの撓曲(とうきょく)の存在を認めていますか。

また、泊沖近くにある活断層を北電は「ない」とする根拠は何ですか。

二、昨年十月東洋大学の渡辺教授らは、約

十二万五千年前に形成された海成段丘面の高度が約十五キロメートルの区間で三十メートル以上も隆起していることを証拠としているのに対し、六月四日発表の北電の陸域調査の結果は、海成段丘の分布標高に不連続および系統的な隆起傾向は認められないとしましたが、この違いの要因はどこにありますか。

また、北電が示している古宇川左岸では、百

メートルにつき三〜四メートル山側に向かって高くなっている要因は何ですか。

次に、北電が過去に行った地質調査はいつですか。そして今回の調査で知り得たことや前回との差異についての報告を求めます。

三、北電が行った今回の調査全体の公表を求めます。また、自社の判断ではなく、第三者機関による専門家の判断を求めることによって、信憑性を高められると思いますか、どうですか。

四、原子力安全・保安院を経済産業省から分離・独立させることが必要不可欠ではありませんか。

五、原子力発電所の保安

状況評価を行ったところ、泊原発一、二号機は追加調査が必要となつていますが、その具体的な内容と五段階評価について。

また、この新しい検査制度の従来のものとの違いについて。

■ 町 長 ■

一、北電では、これまで、各種の調査を実施し、耐震設計審査指針により評価を行い、「日本の活断層」の「活撓曲(かつとうきょく)」についても、「耐震設計上、考慮する活断層ではない」としています。

二、北電は、追加調査の結果、海成段丘の標高に不連続や系統的な隆起傾向は認められないとしています。

また、若干の標高差は、岩盤の硬さ等の浸食に対する抵抗性の違いなどが要因として考えられるということです。

次に、一、二号機の原子炉設置許可申請時、三号機増設の原子炉設置変更許可申請時および耐震安全性評価時に地質調査を実施しています。

耐震安全性評価時の地質調査では、約十二万五千年前に形成された海成段丘の標高差はほとんどないと評価しており、今回の追加調査でも、海成段丘の分布標高に不連続や隆起傾向は認められないことを確認しているということです。

三、北電では、六月三日に追加調査の結果を公表しております。

また、今回の調査結果を含めた評価の妥当性は、今後、国の委員会等において説明し、確認していただくことを考えているということです。

四、現在、経済産業省では、独立性の高い原子力安全規制委員会を設置することの検討をはじめしていると伺っています。

五、保安活動総合評価は、新検査制度に伴い、プラント毎の保安活動を総合的に評価し、次回の検査・審査計画に活用することを目的に、原子力安全・保安院等が行うものです。

評価は五段階に区分され、今回、一、二号機は、



過疎地域自立促進特別措置法の 策定に向けて

下から二番目の「重要な課題あり」の評価を受けており、この要因は、昨年八月の原子炉保護系計装の機能停止による保安規定違反によるものです。

二、北電の調査の残り五ヶ所の資料の公表を再度求めます。

また、町としての判断も出すべきではないです。

「重要な課題あり」の評価を受けたプラントは、課題を克服することが求められ、その成果を追加検査において原子力安全・保安院が確認することになっています。

また、新検査制度では、「プラント毎のきめ細かい検査への移行」「運転中の検査の充実強化」「事故等の根本原因分析への積極的な取り組み」などの改善が図られており、町としては、今回の厳しい評価も、新検査制度における実効性向上の一つとして捉えています。

■再質問■
一、北電は、耐震設計上考慮すべき活断層ではないとしている根拠は何ですか。

■再々質問■
一、後期更新世とは何万年前を指しますか。

二、この年代以前の活断層について、考慮しなくてもよい理由は。

■質問■
一、岩内町の第四次制定で実施された施設整備の概要について。

二、町の四次制定分の過疎債の限度額は、延長された過疎法での町の過疎債の限度額は。

三、これまでの過疎対策事業債は、施設整備とその他のための出費に限られ、七割を地方交付税で元利償還されてきましたが、何が変わりましたか。

四、過疎債の対象がソフト事業に拡大されましたが、その内容について。

町内運行のコミュニティバスの実施、居宅介護の充実に配食サービス事業、地域担い手の活動支援や担い手の確保対策、公衆浴場経営者や利用者等の施策のために、北海道は五、六月過疎地域自立促進方針を策定の予定ですので、住民要求

に応じた多彩柔軟な活用を町として施策すべきと思います。

行われることになっています。

■町長■
一、期間中に完了した主な施設整備は、いわゆるリゾートパークの整備、東山団地・大浜団地の建て替え、町道の整備、除雪車の購入、深層水の取水施設整備、消防庁舎の建築、郷土館の改修などです。

二、算出は人口、面積、財政状況等を考慮して行われ、現時点の推計ですが、平成二十二年度の町の限度額は約六千八百万円の見込みです。

三、今回の改正により、過疎対策事業債の取扱いについては、ソフト事業への拡充および対象施設への追加などが行われています。一方、元利償還金に要する経費は、これ迄どおり地方交付税措置が

四、ソフト事業の対象は、現在、詳細が示されていませんが、過疎債を活用する場合は、市町村が策定する過疎計画への搭載が必要です。

また、ご提言のあったコミュニティバス対策、配食サービス利用促進、地域の担い手確保対策、公衆浴場確保対策等の施策については、新たな岩内町総合計画の内容を踏まえ、過疎地域の振興に必要と判断される場合は搭載すべきものと考えます。

したがって、これらのソフト事業は、現在、策定に向け作業を進めている新過疎計画の中で検討いたします。

一般廃棄物最終処分場・

ごみ焼却施設の移設問題

■質問■

一般廃棄物最終処分場・ごみ焼却施設は、最終的には岩内地方衛生組合で決定しますが、四町村全体の中で、どこが最も環境に配慮した安全、安心な適地なのか考えて行くべきと思います。数ヶ所から候補地をあげて検討するのが一般的な手法と理解していますが、何故一ヶ所しか候補地がないのですか。

または、現在の施設の近隣に適地を求めているのですか。住民の疑問や不安に対し、町長としての答弁を求めます。

■町長■

一般廃棄物最終処分場とごみ焼却施設等は、岩内地方衛生組合の所管事業であり、町では、岩内地方衛生組合から報告を受けている範囲内で答えします。

岩内地方衛生組合では、平成二十六年年度にも満杯と推計される一般廃棄物最終処分場について、本年度「ごみ処理基本計画」を策定し、候補地として岩内町・敷島内地区の土地があげられています。

今後、地質調査ははじめ関連事項の調査が終了した段階で、予定地とするかの判断の後、実務手続および環境調査等を、平成二十四年度までに順次進めるとのことです。

また、ごみ処理基本計画には、最終処分場と新たなじん芥処理施設整備も検討の予定です。

ご指摘の様々な事項については、今後、岩内地

方衛生組合議会の中で十分な議論と調査分析が行われると考えますので、ご理解をお願いします。



じん介処理場

齊藤 雅子 議員（公明党）

女性特有のがん対策について

■質問■

一、女性の生命を守る政策としての乳がん、子宮頸がんの検診無料クーポン券が対象者に配布され喜ばれております。

二〇一一年度以降の検診の取り組みについての考えをお伺い致します。

二、昨年十月に厚労省が承認した子宮頸がんの予防ワクチン接種費用は、一回一万円以上で三回接種が必要となることから、高額負担を軽減するため公費助成が課題となっており、女性の健康を守るために先んじて子宮頸がん予防ワクチンへの公費助成を表明する自治体が全国各地で広がっております。

そこで本町でも公費助成への英断を下して戴きたいと思いますが、町長

のご見解をお伺い致します。

■町長■

一、女性の生命を守る施策として、乳がん・子宮がんの無料クーポン券交付事業の来年度以降の実施は、五歳ごとの年齢の方が対象者となっていることから、町としては、五年間継続の必要性も勘案し、国や北海道の動向を見極めながら検討課題と考えています。

二、子宮頸がんは、定期的ながん検診により早期に発見「予防可能ながん」といわれておりますが、ワクチンの三回接種に係る費用は高額となり、最近、接種費用の全部又は一部を公費助成する自治体があることも承知しています。

接種費用の公費助成については、町民の健康と安心に関わるものであることから、予防接種法に定める定期予防接種として位置づけされるなど、国の動向を注視したうえで、慎重に対応したいと考えています。

ふるさと納税制度について

■質問■

一、本町のふるさと納税は現在まで何人で総額いくらになっているか、使い道はどの様になっているのかお応え願います。

二、岩内町でも広く多くの本町出身者の方々にふるさと納税の積極的なPRと工夫が必要と思いつぎどの様な工夫をされているのかお伺い致します。

■町長■

一、ふるさと納税の現在の状況は、まちづくり推進資金および社会福祉事業資金として、延べ十六名、総額は二百六万二千円となっており、申出者の意向に添った基金に積

立し、社会福祉事業基金は、介護保険特別会計の事業運営の財源の一部として充当しています。

二、PRについては、町のホームページで「ければ岩内応援寄附金・ふるさと納税」と題したアクセス画面を設定し、北海道のふるさと納税の画面にもリンクさせており、岩内町出身者やゆかりのある方々には、今後とも、様々な機会を通じ、PRとご支援のお願いを行って参ります。



地上デジタル放送への

対応について

■質問■

一、本町の小、中学校を初め公共施設の地上デジタル放送への対応等はどの様になっているのか、お尋ね致します。

二、地デジへの移行推進に向け、高齢者への細やかな対応が必要かと思いますが、町としてどの様に取り組まれるのかお伺い致します。

三、経済的に困窮している方への対応策として総務省は、簡易型チューナーの無償支給、アンテナ改修支援を行っておりますが、本町独自の支援策として高齢者に対して助成を行うお考えがあるかどうかお尋ね致します。

■町長■

一、学校以外では、平成二十一年度までに十施設の対応等を進め、平成二十二年で老人福祉センター、人材開発セン

ター、働く婦人の家のテレビ各一台の予算化を図り、対応が遅れている老人福祉センター、人材開発センター、サポートセンター、マリニビューはテレビの画像状態等を検討し、対応します。

二、北海道総合通信局で今年度より、説明会に参加できない高齢者世帯を中心に、戸別訪問による説明・サポートなどを実施する予定であり、町では、「広報いわない」にて、地上デジタル放送に関する特集を予定しております、このような国の新たな取り組みの情報提供を含め、町民周知に取り組めます。

また、町民から問い合わせがあった際には、地

上デジタル放送の総合相談窓口にお知らせするよう努めます。

三、簡易チューナーについては、一昨年の以降、様々なタイプの機種が製造・販売されるようになり、徐々に低価格化してきているなど、町として、販売店等市場の様子について、さらに注視するとともに、国等の財源措置、他町村の動向等も勘案しながら、検討して参りたいと考えております。

■教育長■

小中学校の地上デジタル放送への対応は、昨年度に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源に各学校にそれぞれ三台の対応テレビを購入し、全ての学校で視聴が可能

です。
なお設置したテレビはキャスター付きのテレビ台としたため、教室間の移動が可能です。

■再質問■

高齢者、低所得者の方への本町独自の支援対策は、検討しますとのことですが、本来国が交付金等で助成すべきことだと思います。しかし現実になされてないんであれば、財源は当然必要になつてきますが、本町として助成をいただけないのかどうか再度お伺い致します。

■町長■

ご指摘の方々の状況は、町としても十分認識している所であります。デジタル放送開始までには、まだ、時間的な余裕もあることから、国等の財政的措置なども見極めながら、検討させて頂きたいと考えております。



©日本民間放送連盟 2009

前田直久議員（志政クラブ）

庁舎建設に関連して

■質問■

一、岩内町耐震改修促進計画の百％達成を図るとして、庁舎建設を二十七年までに行うとのことですが、この計画は地震災害から住民の生命財産を守るといふ防災の観点から計画を作成し、推進されるべきだと思います。

庁舎建設より優先されなければならないのは、全半壊の建物四千二百七十四棟、死者十七名、負傷者二百五十二名をいかに減らすかであります。一般住宅の耐震診断、耐震改修とどのように計画達成を図るのでしょう。

また、庁舎建設は一般住宅の改修後とすべきであります。

二、町長の姿勢は、

①水道の耐震化計画

②保育所や幼稚園の改修計画

③今後の財政計画

以上三つの計画が示されないのは町民不在の町政以外の何物でもありません。ご見解をお聞かせください。

■町長■

一、平成十七年十一月に改正された耐震改修促進法は、昭和五十六年以前

の住宅や多数の人が利用する特定建築物等の耐震化率を平成二十七年までに九割を目標とするものであり、平成二十年三月に計画を策定したところです。

公共建築物では、災害時の対策本部機能を持つ庁舎と指定避難施設である各学校の耐震性が不十分

なことから、平成二十七年年度までに耐震化率を百％としており、平成十九年度からの耐震診断調査結果に基づき、校舎や体育館の改修に着手

しています。庁舎は、平成二十一年年度の耐震診断調査で震度六強の地震が起きた場合、人命に関わる建築物の崩壊被害の可能性が高く、早急に地震対策の必要があるため、移転改修に向けた検討を進めています。

住宅等の民間建築物も、平成二十七年年度に耐震化率を九十％としています。住宅等の耐震化は、原則所有者が自らの責任で行うものですが、その費用負担は耐震化の促進

を遅らせる要因となりうるため、所有者に対して、耐震診断・改修の促進を図れるよう検討が必要と

判断しています。

今年度は、地震防災に対する意識の啓発・情報発信等の周知と耐震化に係る相談体制の充実に努めるとともに、耐震化の支援制度について、先進地を参考に制度化の検討を進めます。

地震防災に関わる建築物の耐震化は、地域の防災性を高め、地震災害から町民の生命および財産を守ることとなり、民間および公共建築物を問わず、共通の目標として促進していくかなければならないものと考えています。

二、水道施設は、平成十九年度から平成二十五年

度までの改修を実施中であり、老朽化対策に併せ、耐震性能の向上を図っており、配水本管二千七百六十四メートルのすべてを耐震化します。

東山保育所と中央保育所は、昭和五十六年以前の建築物であり、耐震診断も含め、今後の施設のあり方など検討が必要です。幼稚園は、事業者に対する指導を行い、耐震化に向けた支援を検討します。

町財政は不健全な状況になく、財政健全化計画などは未策定ですが、新たな総合計画に基づき、中長期的な懸案事項を見据える中、収支の均衡を保ち続けるため、毎年度予算の編成と執行に努め

ています。

庁舎建設は、防災拠点として必要不可欠な事業であり、計画的に留保財源を確保してきました。また、建設費が多額であり、財源の大半を地方債に依存するため、地方債の計画的な発行に努めてきました。

庁舎建設を町民のご理解のもとで進められるよう、町民懇談会や広報での意見募集などにより情報の共有化を図り、建設目標年度に向け努力します。



教育問題について

■再質問■

私が、町民に情報提供すべきとした三計画については、必要性を認められますか。

特に保育所などの耐震改修を早急に進めるべきと考えます。その際には、岩内町の乳幼児福祉の立場から計画されることと思いますが、いかがですか。

上水道の耐震化については、先の答弁では、改修を平成十九年度から二十五年度までの期間で実施しているとのことでありましたが、この期間内で全町の改修工事は完了するのでしょ

うか。さらにあつてはならないことではありますが、地震発生に伴い、原子力発電所の事故も発生し、コンクリート屋内退避が必要となつた時には、避難施設であるデイサービスセンターや保育所が倒壊して、住民は退避出来ないことになり

■町長■

保育所の耐震計画は、地震災害における安全対策や公共施設本来の役割に添うべきであり、乳幼児福祉対策を含めた児童福祉施設として検討すべきと考えています。

平成二十五年度までの改修計画で耐震化が完了する水道配管は、すべて配水本管であり、配水管百四キロメートルについては、耐震化が必要な六十一キロメートルの改修を順次、計画的に調査検討します。

災害時の対策本部機能を持つ庁舎と指定避難施設の耐震化は、施設が担う災害時の機能の重要性に鑑み、優先的に改修する必要がありますが、他の公共施設についても、必要な対策を検討します。

■質問■

一、庁舎を建設するほど財政運営に余裕ができてきた中で、交付税化した教育費の目的外費消は許されないと考えますが、基本的な認識は。

二、学校教材費と学校図書費は一般財源化してますが、平成二十二年度における交付額と予算計上額をお知らせください。

三、「岩内町行政組織規則」に教育委員会の所管に属さない文教に関することは、総務部総務財政課で所管するとありますが、このような規定の必要性と具体的な事例は何か。

幼保一元化を所管するのはこの部局となるのか。

四、学校給食費について、未納の実態と未納対策についてお知らせください。

町の収入として教育委

員会が責任を持つて徴収する必要があると思いますが教育長の見解は。

■町長■

一、国は、地方交付税の使用目的に対し、条件や制限を設けることができません。地方交付税は、地方税と並ぶ一般財源の主体であり、計画的な行政運営を補償する上で、極めて重要な地方固有財源です。

三、地方教育行政法の第二十三条および第二十四条には、教育委員会と地方公共団体の長の職務権限を定めており、町長部局の事務のため規則で定めています。

私立高校の補助金助成や教育施設建設のための用地購入などが考えられます。

今後、国での幼保一元化の議論の推移を注視し、町の窓口を検討します。

■教育長■

二、平成二十二年度の普通交付税は、算定が行われていないため、交付額をお示しはできませんが、予算額は学校教材費が小学校費で四百七十五万七千円、中学校費が六百五十五万九千円で、学校図書費は、小学校費が六十万円、中学校費が三十四万円の計上で、学校教材費予算額は新学習指導要領に基づく教材備品を整備するため前年度を上回っています。

四、学校給食は、学校給食法に基づき実施され、給食の食材費は保護者の負担となり、その額を給食費として保護者より徴収しています。

岩内町の未納状況は、平成二十一年度末で未納者は保護者数で三十四名、未納額は現年度分三十六万五千円、過年度分百六十八万円の合計二百四万五千円となっています。

■再質問■

学校給食会計は給食費で賄われ、未納が出ると給食の質の低下を招く恐れがあるため、学校とPTA、教育委員会が連名で催告文書を発送したり、教育委員会職員による夜間徴収などの未納対策を行っており、今後も、学校・教育委員会の連携による徴収体制を確立し、未納対策に努めます。

学校給食費未納の問題は全国的な問題でもあります。釧路市では、給料差し押さえなどの強制力がある「仮執行宣言付きの支払い督促」を、また千葉県市川市は、未納を解消するため「学校給食申し込み制」を採用しているとのことであり、各地で、給食費の滞納解消に向け知恵を絞っているようです。岩内町教委も知恵を絞り、未納防止に努めるべきと考えます。

再度ご答弁ください。

幼保一元化の問題については、北海道庁では、既に担当部署を福祉部としています。岩内町も早急に担当部署を定めるべきと思いますが、いかがですか。町長部局、教育委員会部局とも、新しい法や制度に疎くなつてはいませんか。

教育費についての質問に対し教育長が答弁するのは、議会に対する責任ある答弁とならないと私は考えておりますが、町長のご見解を承りたい。

■町長■

道の所管部局も参考とし、窓口を検討します。



■教育長■

給食の未納問題は、これまで教育委員会職員が夜間徴収や電話催告などの対策を講じていますが、他の事例も参考として新たな対応も検討して参ります。

教育費に係る交付税額と予算計上額であり、教育委員会において確認出来る内容であるため、私から答えさせていただきました。

企業誘致について

■質問■

港湾の建設、海洋深層水取水事業展開を図つてきましたが、経済不況下で企業誘致は進まず、港湾を負の遺産と言いつつ町議会議員もあり、海洋深層水施設も、「宝の持ち腐れ」といわれかねません。

町長は、このような経済状況にどう対処するのでしょうか。

企業誘致については、戦術を変更すべきと思いますが、いかがですか。

町の経済の活性化は雇用の増加に待たなければなりません。既存の企業を積極的に支援し、雇用の確保と雇用の増を図るべきであり、飲料水の確保が近未来の世界的な重要課題となつていようでありますので、海洋深層水も既存の企業により、飲料水として輸出出来ないか、考えるべきではないでしょうか。

■町長■

企業誘致については、新たな取り組みとして、企業立地促進法に基づく地域産業活性化協議会を設立し、国の支援が受けられる体制を構築いたしました。

また、岩宇地域には、電気料金の補助制度があり、他の地域との違いなどをアピールし、企業の誘致につなげて参ります。

また、地域外企業だけでなく、地域内企業のフォローアップなども重要であり、今後は、関係機関や町内出身の方々等との情報ネットワークづくりなどを行い企業立地が図られるように努めて参ります。

海洋深層水を活用する企業については、これまで直接的な誘致には至っておりませんが、各分野で約百品ほどの深層水関連商品が生まれてます。

本町の企業誘致の推進に際し、他にはない独自の

の地域資源として、広い産業分野にわたり多様性を有する資源として、海洋深層水は重要であると考えており、さらなる企業の誘致に努めます。

飲料水の輸出については、町内の製造メーカーに対し、海外業者からの問い合わせがあります。製造単価や輸送コストなどの問題があり、販売に至っていないと伺っております。

しかし、海外でのクリーンな飲料水に対する需要や経済を取り巻く環境は、刻々と変化しておりますので、海洋深層水を使用した飲料水の海外への輸出については、さらに検討して参ります。



協働のまちづくりについて

■質問■

一、町の各種計画等にある「協働のまちづくり」の理念はすべて同一のものでしょうか。

二、協働のまちづくりに
は町民と行政の関わりについて具体的どの領域にあたるのかを整理して進める必要があるが、町民

主導領域、町民主体領域、双方対等領域、行政主導領域、行政主体領域、岩内町が想定する領域は。

三、協働のまちづくりの目的と手法を明らかにすべきと考えますが、いかがですか。



四、新行政改革大綱では

行政の役割を述べるのみであり、町民の役割については何も書かれていませんが、本気で協働のまちづくりをしようとしているのか疑問に感ずるの
でありますが、町民の役割は何なのか具体的にすべきですが、いかがですか。

■町長■

一、三、協働のまちづくりに
には、町民と行政の情報共有が重要であり、新行政改革大綱に定めた種々の取り組みが必要であります。

新総合計画では、住民と行政が情報を共有し、お互いの信頼と理解のもとで目的を共有し、役割を分担し、共に協力してまちづくりを進めるとし、住民参加やダイジェスト版を全世帯に配付するなど情報の共有化を図っていることから、新行政改革大綱と理念は同一であります。

二、協働は一過性のものではなく、現段階では行政を主体とした町民の協力を得るための事業を展開することが優先であると考えており、情報の共有化がさらに進んだ時点では、町民と行政が対等の立場で責任を共有しながら目標の達成をめざすことができる協働のまちづくりが進んでいくと考えています。

■再質問■

四、町民の役割については、町民の意見・要望の中で個々の分野において判断するものであり、そのことによって、行政の信頼性が高まり、町民の協力と共有の目的のもと、協働のまちづくりが行われると考えています。

■町長■

住民意識調査については、住民の意識・意向を新総合計画の内容に反映させるため実施したものであり、今後とも、町民の意見・要望を聴く中で、可能なものは町政に取り込むよう努力して参ります。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の
防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を
記入するだけです。



北海道町村議会議員研修会に参加しました。

編集後記

「議会だより百九号」をお届けいたします。第二回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解いただきたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、本年三月開催の第一回定例会からの一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

今年も八月七日・八日の両日いわない怒濤まつりが開催されます。

長縄とび・岩高生による雷電太鼓などたくさんの催し物が行われます。

七日には、花火大会も予定されております。たくさんの方のみなさんのお越しをお待ちしております。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡してください。

(議会運営委員会)